

郵送又はインターネット等による議決権行使期限
2024年3月26日（火曜日）午後6時まで

株式会社 I - n e
証券コード：4933

I n e

INNOVATION NEVER ENDS

第17回

定時株主総会 招集ご通知

[日 時]

2024年3月27日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

[場 所]

大阪府中央区平野町四丁目2-3
オービック御堂筋ビル2F
オービックホール ホールA

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

[議 案]

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

(証券コード 4933)

2024年3月8日

(電子提供措置の開始日 2024年3月5日)

株 主 各 位

大阪市北区中之島六丁目1番21号

株式会社 I - n e

代表取締役 大 西 洋 平

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://i-ne.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「I-ne」又は「コード」に「4933」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主の皆様におかれましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月26日（火曜日）午後6時までに3ページのご案内にしたがって電磁的方法（インターネット等）又は書面（郵送）により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪府中央区平野町四丁目2-3 オービック御堂筋ビル2F
オービックホール ホールA
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

3ページ<議決権行使についてのご案内>をご参照ください。

以 上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

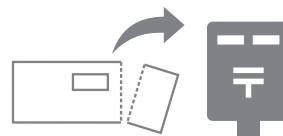
事前行使のご案内

インターネット等による 議決権行使の場合



議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、**賛否をご入力**ください。

郵送により議決権を 行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**ご返送**ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会開催日時

2024年3月27日（水曜日）
午前10時 [受付開始：午前9時]

行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後6時締切

行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後6時到着

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、以下の内容をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

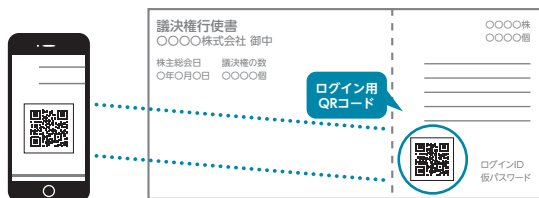
2024年3月26日(火曜日)
午後6時締切

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

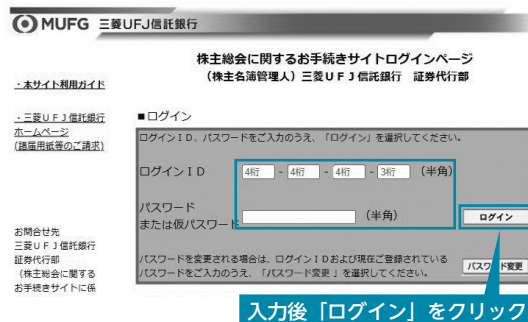
議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (通話料無料) (受付時間 午前9時から午後9時まで)

事前質問実施のご案内

株主総会の開催に先立ちまして、事前に目的事項に関するご質問をお受けいたします。事前質問の入力方法につきましては以下にお示しいたします。

1. 事前質問の入力方法について

事前質問用ウェブサイトURL
<https://forms.office.com/r/w6AEHU4mrQ>



上記アドレスにアクセスして、株主番号（議決権行使書の9桁の番号）と質問のご入力をお願いいたします。

2. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時～2024年3月20日（水曜日）午後6時まで

3. 事前質問に対する回答

いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われる内容については、本株主総会当日もしくは当社ホームページ上で回答させていただきます。なお時間等の都合上、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

【事前質問に関する注意事項】

- ① ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ② ご質問は原則として、お一人様につき3問までといたくご協力をお願い申し上げます。
- ③ ご質問はシステムの制約上、400文字以内でお願い申し上げます。
- ④ 事前質問のすべてに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ⑤ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

議案に関する参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況	取締役在任期間
1	再任	おおにし 大西 洋平	代表取締役社長 CEO	21回/21回 (100%)	17年
2	新任	はら 原 よし典	執行役員 CFO	—	—
3	再任 社外 独立	あだち 足立 ひかる	社外取締役	21回/21回 (100%)	4年 9か月
4	再任 社外 独立	ささまた 笹 俣 ひろし	社外取締役	20回/21回 (95%)	2年

株主総会参考書類

候補者番号	1	おおにし ようへい 大西 洋平	再任
生年月日	1982年5月18日	略歴、当社における地位及び担当	
取締役在任期間	17年	2005年3月 Y.B.O 設立 (個人事業主)	
取締役会への出席状況 (2023年12月期)	21回/21回 (100%)	2007年3月 当社設立 代表取締役社長	
指名報酬委員会への出席状況 (2023年12月期)	—	2016年10月 台湾艾恩伊股份有限公司 董事長	
所有する当社の株式数	10,916,800株	2020年7月 艾恩伊 (上海) 化粧品有限公司 董事 (現任)	
		2023年6月 株式会社COH 代表取締役 (現任)	
		2024年1月 当社 代表取締役社長CEO (現任)	
		重要な兼職の状況	
		艾恩伊 (上海) 化粧品有限公司 董事	
		株式会社COH 代表取締役	

(注) 大西洋平氏の所有する当社の株式数は、同氏が代表取締役を務める資産管理会社 (株式会社COH) の所有株式数と合算して記載しております。

取締役候補者とした理由及び期待される役割

大西洋平氏は、当社の創業者であり、創業当時から2023年12月に至るまで代表取締役としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。取締役会議長として経営全般のバランス維持・向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者 番号	2	はら 原	よしのり 義典	新任
生年月日	略歴、当社における地位及び担当			
取締役在任期間	1982年12月29日			
—	2007年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク株式会社（現P&Gジャパン合同会社）入社			
取締役会への出席状況 (2023年12月期)	2009年6月 Procter & Gamble International Operations SA Singapore Branch APACヘアケア事業部			
—	2012年10月 ピー・アンド・ジー株式会社 高崎工場ファイナンスマネージャー			
指名報酬委員会への出席状況 (2023年12月期)	2015年3月 Procter & Gamble International Operations SA Singapore Branch APAC ファブリックケア ファイナンスマネージャー			
—	2019年1月 P&Gジャパン合同会社 ジャパンランドリー ビジネスリーダー			
—	2020年1月 同社 ジャパンセールスファイナンス シニアディレクター			
—	2022年6月 当社 経営管理本部 入社			
—	2023年1月 当社 経営管理本部長			
—	2023年3月 当社 執行役員			
所有する当社の株式数	2024年1月 当社 執行役員 CFO（現任）			
—				

取締役候補者とした理由及び期待される役割

原義典氏は、財務部門に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営管理部門の体制強化に寄与しております。2023年3月に執行役員就任後、中期経営計画の策定やグローバル領域の経営に注力してきた経験と実績を有しております。これらの経験を専門的な視点から当社の重要業績評価指標達成に向けて貢献いただけると判断し、取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者
番号

3

あ だ ち ひ かる
足立 光

再任 社外 独立

生年月日

1968年3月27日

取締役在任期間

4年9か月

取締役会への出席状況
(2023年12月期)

21回/21回
(100%)

指名報酬委員会への出席状況
(2023年12月期)

3回/3回
(100%)

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク株式会社（現P&Gジャパン合同会社）入社
1998年9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン・株式会社 入社
2002年11月 株式会社ローランド・ベルガー 入社
2004年2月 シュワルツコフ ヘンケル株式会社 入社
2005年4月 同社 代表取締役社長
2007年3月 ヘンケルジャパン株式会社 取締役
2011年7月 ヘンケル・コリア 副社長 兼務
2013年10月 株式会社ワールド入社 執行役員 国際事業本部長
2015年10月 日本マクドナルド株式会社 入社 上級執行役員 マーケティング本部長
2018年9月 ナイアンティック株式会社 入社
2019年6月 当社 社外取締役（現任）
株式会社トランス 代表取締役（現任）
2020年1月 株式会社ナノベーション 社外取締役
2020年6月 M-Force株式会社 パートナー（現任）
2020年10月 株式会社ファミリーマート 入社
エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー
2020年12月 グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー（現任）
2023年1月 ノバセル株式会社 社外取締役（現任）
2024年3月 株式会社ファミリーマート エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー兼チーフ・クリエイティブ・オフィサー（現任）

重要な兼職の状況

株式会社トランス 代表取締役
ノバセル株式会社 社外取締役
株式会社ファミリーマート エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー兼チーフ・クリエイティブ・オフィサー
M-Force株式会社 パートナー
グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

足立光氏は、マーケティング業界の第一人者であり、消費財インサイトや国内外の市場に関する高い見識を有しており、多岐にわたる事業とポジションを経験されています。これらの経験を客観的かつ専門的な視点から当社の経営戦略やプロモーション全般に対する監督並びに体制強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者
番号

4

さ さ ま た ひ ろ し
笹俣 弘志

再任 社外 独立

生年月日

1969年9月5日

取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況
(2023年12月期)

20回/21回
(95%)

指名報酬委員会への出席状況
(2023年12月期)

3回/3回
(100%)

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1993年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク株式会社（現P&Gジャパン合同会社）入社
1998年9月 A.T. カーニー株式会社 入社
2009年1月 同社 消費財プラクティス シニアパートナー
2012年4月 同社 消費財プラクティス シニアパートナー兼エネルギープラクティス東京事務所リーダー（現任）
2022年3月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

A.T. カーニー株式会社 消費財プラクティス シニアパートナー兼エネルギープラクティス東京事務所リーダー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

笹俣弘志氏は、多岐にわたる業界において企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見に加え、長年にわたり資源・エネルギーの分野に携わり高い知見を有しております。これらの経験を客観的かつ専門的な視点から当社のサステナビリティ事業に関する助言、並びに取締役会の更なる活性化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大西洋平氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 足立光氏及び笹俣弘志氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、足立光氏及び笹俣弘志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、足立光氏及び笹俣弘志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、各候補者の選任が承認された場合には、いずれの取締役も被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況	監査等委員である社外取締役在任期間
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="margin-left: 10px;">ほり かわ けん 堀 川 健</div> </div>	社外取締役（常勤監査等委員）	21回/21回 (100%)	2年
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="margin-left: 10px;">やま なか のり こ 山 中 典 子</div> </div>	—	—	—
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="margin-left: 10px;">ふる もと ゆう こ 古 本 結 子</div> </div>	—	—	—

株主総会参考書類

候補者 番号	1	ほりかわ けん 堀川 健	再任	社外	独立																											
生年月日	1960年3月10日																															
監査等委員である社外取締役 在任期間	2年																															
取締役会への出席状況 (2023年12月期)	21回/21回 (100%)																															
指名報酬委員会への出席状況 (2023年12月期)	3回/3回 (100%)																															
所有する当社の株式数	—																															
略歴、当社における地位及び担当	<table><tr><td>1982年4月</td><td>日東電工株式会社</td><td>入社</td></tr><tr><td>2001年12月</td><td>マンパワー・ジャパン株式会社</td><td>入社</td></tr><tr><td>2005年1月</td><td>同社</td><td>財務本部財務部長</td></tr><tr><td>2006年11月</td><td>スターバックス コーヒー ジャパン株式会社</td><td>入社 ファイナンス&プランニング本部経理部長</td></tr><tr><td>2008年7月</td><td>ジョルジオ アルマーニ ジャパン株式会社</td><td>入社 ファイナンスジェネラルマネージャー</td></tr><tr><td>2009年7月</td><td>株式会社ポーラ・オルビスホールディングス</td><td>入社</td></tr><tr><td>2016年7月</td><td>同社</td><td>執行役員総合企画・財務担当</td></tr><tr><td>2017年1月</td><td>同社</td><td>執行役員財務・総務法務担当</td></tr><tr><td>2022年3月</td><td>当社</td><td>社外取締役（常勤監査等委員）（現任）</td></tr></table>					1982年4月	日東電工株式会社	入社	2001年12月	マンパワー・ジャパン株式会社	入社	2005年1月	同社	財務本部財務部長	2006年11月	スターバックス コーヒー ジャパン株式会社	入社 ファイナンス&プランニング本部経理部長	2008年7月	ジョルジオ アルマーニ ジャパン株式会社	入社 ファイナンスジェネラルマネージャー	2009年7月	株式会社ポーラ・オルビスホールディングス	入社	2016年7月	同社	執行役員総合企画・財務担当	2017年1月	同社	執行役員財務・総務法務担当	2022年3月	当社	社外取締役（常勤監査等委員）（現任）
1982年4月	日東電工株式会社	入社																														
2001年12月	マンパワー・ジャパン株式会社	入社																														
2005年1月	同社	財務本部財務部長																														
2006年11月	スターバックス コーヒー ジャパン株式会社	入社 ファイナンス&プランニング本部経理部長																														
2008年7月	ジョルジオ アルマーニ ジャパン株式会社	入社 ファイナンスジェネラルマネージャー																														
2009年7月	株式会社ポーラ・オルビスホールディングス	入社																														
2016年7月	同社	執行役員総合企画・財務担当																														
2017年1月	同社	執行役員財務・総務法務担当																														
2022年3月	当社	社外取締役（常勤監査等委員）（現任）																														

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

堀川健氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社経営全般に対して助言・提言等を行うとともに、監査体制の強化に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号	2	やまなか のりこ 山中 典子	新任	社外	独立
生年月日	略歴、当社における地位及び担当				
1973年4月22日	1998年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所				
監査等委員である社外取締役 在任期間	2004年8月 金融庁入庁 証券取引等監視委員会特別調査課				
—	2006年8月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所				
—	2012年9月 サントリーホールディングス株式会社 入社 財務企画部				
取締役会への出席状況 (2023年12月期)	2014年10月 サントリービジネスエキスパート株式会社（現サントリービジネスシステム株式会社） グループ経理部出向				
—	2021年9月 サントリーホールディングス株式会社 グループ監査部（現任）				
—	2022年3月 株式会社プロントコーポレーション 社外監査役（現任）				
指名報酬委員会への出席状況 (2023年12月期)	2024年1月 山中公認会計士事務所 開設（現任）				
—	重要な兼職の状況				
—	サントリーホールディングス株式会社 グループ監査部				
—	株式会社プロントコーポレーション 社外監査役				
—	山中公認会計士事務所				
所有する当社の株式数	—				

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山中典子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として様々な立場での財務・会計・監査の分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、客観的かつ中立的な立場から、当社財務会計の全般的な監督と助言、並びに監督機能強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3

ふるもと ゆうこ
古本 結子

新任 社外 独立

生年月日

1963年10月4日

監査等委員である社外取締役
在任期間

—

取締役会への出席状況
(2023年12月期)

—

指名報酬委員会への出席状況
(2023年12月期)

—

所有する当社の株式数

—

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 新日本製鐵株式会社 入社
1994年9月 米国Steptoe & Johnson法律事務所 入所
1995年9月 三菱商事株式会社 入社
2011年8月 同社 コンプライアンス総括部
2012年4月 同社 法務部コンプライアンス総括室長
2015年3月 カン口株式会社 社外取締役
2015年4月 三菱商事株式会社 生活産業グループ・コンプライアンス・オフィサー
2018年4月 同社 コーポレートスタッフ部門コンプライアンス・オフィサー
2019年5月 三菱商事ライフサイエンス株式会社 監査役
2023年12月 株式会社マイナビ 社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社マイナビ 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

古本結子氏は、企業法務やコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しており、法律的側面やコンプライアンスの観点からの意見具申等により、監督機能の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堀川健氏、山中典子氏及び古本結子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、堀川健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、山中典子氏及び古本結子氏につきましては、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、新たに独立役員とする予定であります。
4. 当社は、堀川健氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており堀川健氏の選任が承認された場合、当社は堀川健氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、山中典子氏及び古本結子氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、各候補者の選任が承認された場合には、いずれの取締役も被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年3月25日開催の定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された福富宏之氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、あらためて法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふなくしのぶひろ
舟串 信寛

社外 独立

生年月日	略歴、当社における地位及び担当
1971年9月3日	1999年4月 弁護士登録、戸田・土田法律事務所 入所
監査等委員である社外取締役 在任期間	2000年2月 春木・澤井・井上法律事務所（現東京丸の内法律事務所） 入所
2年	2014年6月 株式会社オーブアンドア 入社 法務部長
取締役会への出席状況 (2023年12月期)	2016年2月 舟串総合法律事務所（後に舟串・森本法律事務所に改称） 設立
21回/21回 (100%)	2020年3月 当社 社外監査役
所有する当社の株式数	2021年9月 法律事務所アルシエン 入所
—	2022年3月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
	2022年6月 バルテス株式会社 社外監査役
	2023年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）
	2023年9月 創・佐藤法律事務所 オブカウンセル（現任）
	重要な兼職の状況
	バルテス株式会社 社外取締役（監査等委員）
	創・佐藤法律事務所 オブカウンセル

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

舟串信寛氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに関する専門的な知識を有しており、法律的側面やコンプライアンスの観点からの意見具申等により、監査体制強化に貢献いただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

株主総会参考書類

- (注) 1. 舟申信寛氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 舟申信寛氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 舟申信寛氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結できる旨定款に規定しており、舟申信寛氏との間で当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、舟申信寛氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等 の具体的な内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2022年3月25日開催の第15回定時株主総会において年額300百万円以内（使用人分給与は含まない。）とすご承認をいただいておりますが、中長期の企業価値の向上を実現するにあたり、当社取締役が株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期的な業績向上及び企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、年額30百万円以内、年2,500個以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本株式報酬型ストック・オプションの導入については、報酬決定プロセスにおける独立性・透明性・客観性を担保するため、指名報酬委員会の審議を経て決定されております。

また、本議案における報酬額の上限、発行される新株予約権の総数その他の本議案に基づく取締役に新株予約権を割り当てる条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、当社は取締役に對して、新株予約権の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき新株予約権を割り当てるものとします。

なお、ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、現在の当社取締役は3名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり10株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

（2）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は2,500個を上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記（1）に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から4年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

ただし、取締役が任期満了により退任した場合（当該退任により当社又は当社子会社のいずれの地位をも喪失する場合に限る）、又は従業員が定年で退職した場合その他正当な理由がある場合には、退任又は退職をした新株予約権者は、下記②（ア）から（エ）の定めに基づき退任又は退職をした時において権利行使可能な新株予約権に限り、権利行使することができる。

- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することができる。

（ア） 割当日から上記（5）に定める期間（以下「行使可能期間」という。）の初日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。

（イ） 行使可能期間の初日から行使可能期間初日の1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1までの数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

（ウ） 行使可能期間初日の1年後の応当日から行使可能期間初日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2までの数について権利行使することができる（（イ）において権利行使可能となった3分の1を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

（エ） 行使可能期間初日の2年後の応当日から行使可能期間の末日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会参考書類

【ご参考】

本総会後の取締役会のスキルマトリックス

氏名	属性		経験・知見・専門性等						
	地位	独立性 (社外)	企業経営	営業・ マーケティング	開発・ 製造	法務・ コンプライアンス	財務・ 会計	グロー バル	サステナビリティ ・ESG
大西 洋平	代表取締役社長 CEO		○	○	○			○	○
原 義典	取締役 執行役員 CFO			○			○	○	
足立 光	社外取締役	○	○	○	○			○	○
笹俣 弘志	社外取締役	○	○	○			○	○	○
堀川 健	社外取締役 (監査等委員)	○				○	○	○	
山中 典子	社外取締役 (監査等委員)	○					○		
古本 結子	社外取締役 (監査等委員)	○				○		○	○

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが5類へ移行したことなどを受け社会経済活動が回復傾向にある一方、エネルギー価格や原材料価格の上昇等に伴う物価上昇や地政学リスクの高まり、為替動向の影響等もあり、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

このような状況の中で、当社グループは「We are Social Beauty Innovators for Chain of Happiness ~私たちは、“美しく革新的な方法”で、幸せの連鎖があふれる社会の実現に挑戦し続けます。~」というMISSIONの実現のため、「ブランド創出力」「OMO」「IPTOS」を強みとして、独自の商品・ブランド開発モデルによって、積極的な新商品開発、マーケティング、市場開拓、海外展開に取り組んでいるところです。

当連結会計年度の売上高は41,643百万円（前期比18.1%増）となりました。また、営業利益は4,379百万円（前期比35.3%増）、経常利益は4,337百万円（前期比25.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,954百万円（前期比105.2%増）となりました。

売上高

41,643百万円

前期比 18.1%増

営業利益

4,379百万円

前期比 35.3%増

経常利益

4,337百万円

前期比 25.0%増

親会社株主に
帰属する
当期純利益

3,954百万円

前期比 105.2%増

各セグメントの状況は、次のとおりです。

(1) 国内事業

主な事業内容は、当社が開発したブランド商品の日本国内の卸売事業者を通じた小売店及び量販店運営事業者への卸売販売、インターネットを活用した日本国内の一般消費者への直接販売であります。

国内事業では、持続的な成長に向けて、当社が強みを持つヘアケア系、美容家電、スキンケア他のカテゴリーの継続的な投資及び新たなトレンド発掘に注力しました。

BOTANISTブランドにおいては、2023年10月より「ボタニカルシャンプー・トリートメント」をフルリニューアルしたほか、厳選した香りの「フレグランスコレクション」を始動、第一弾として同年12月に春の限定商品「ボタニカル スプリングシリーズ」を発売し、売上高の伸長に寄与しました。

SALONIAブランドにおいては、2023年10月に初のプレミアムラインである「スムーズシャインストレートヘアアイロン」及び「スムーズシャインカールヘアアイロン」を発売しました。また、同年11月より期間限定で、SALONIA初のアウトレット出店となる「SALONIA DEPOT」を三井アウトレットパーク木更津に出店しました。これらの取り組みにより美容家電関連商品も引き続き好調に推移し、売上高の伸長に寄与しました。

ナイトケアビューティーブランドYOLUは、2023年12月に春の限定商品「サクラ ナイトリペアシリーズ」を発売しました。また、ブランド累計販売数が2,500万個を突破し、同年9月度及び10月度のドラッグストア市場ヘアケアブランド別売上シェア日本1位（注）を獲得するなど、前連結会計年度の販売実績を大きく上回る結果となり、売上高の伸長に寄与しました。

(2) 海外事業

主な事業内容は、当社が開発したブランド商品のインターネットを活用した海外の一般消費者への直接販売、並びに海外のインターネット販売事業者、販売代理事業者、美容専門店、ドラッグストアへの卸売販売であります。

中国においてはアリババグループの越境ECであるTmall Global（天猫国際）等を通じた一般消費者への販売に取り組み、香港、台湾においては同国内に多数の店舗が展開されている化粧品・コスメショップ・小売店での販売に継続的に取り組みました。

艾恩伊（上海）化粧品有限公司においては、Tmall.com（天猫）やDouyin（抖音）といったプラットフォームを活用したオンラインでの販売に取り組みました。Tmall.comにおいては2023年12月にダメージヘアマスクの売上指数ランキングでYOLUの「カームナイトリペアジェルヘアマスク」が1位を獲得するなど売上高の伸長に貢献しました。また、世界的大手原料メーカーTRI-K Industries, Inc.（アメリカ・ニュージャージー州、以下TRI-K）と共同研究室「Hair Research & Innovation Lab」を中国上海に設立し、2023年7月より共同開発した「ボタニカルヘアマスク（スムーズ/ダメージリペア）」をTmall.com（天猫）やDouyin（抖音）で発売しました。

（注）2023年1月～12月のドラッグストア市場における単体企業別のシャンプー・リンスカテゴリー販売金額より（自社調べ）

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は369百万円であり、その主なものは、基幹システムの構築により取得したソフトウェア仮勘定等によるものです。

なお、設備投資等の額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

3. 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

(1) ブランドポートフォリオの確立

当社グループは、主力ブランドの売上安定化を図るとともに継続的に新規ブランド及び商品を生み出し、特定のブランド及び商品による依存リスクの分散を図っております。第17期連結会計年度（2023年12月期）ではBOTANISTブランド、YOLUブランド及びSALONIAブランドが当社グループの売上高のそれぞれ35%、33%、22%を占めており、分散化が図られております。現在、左記ブランド以外にDROAS、WrinkFadeなど複数のブランドを展開しており、今後もブランドポートフォリオの確立に向け、継続的かつ積極的な投資を行ってまいります。

(2) 人材の採用と育成

グローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、人材に対する投資を高めていくことが最も重要だと認識しているため、当社MISSIONに共感し、高い熱意のある人材の採用強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。従業員のモチベーション向上、更なる技術や知識の蓄積等を目的に、当社のキャリア成長に合わせた新人事制度を構築し、今後も優秀な人材の採用と更なる育成に投資を行っていく方針です。

また、当社グループでは、役員及び従業員のモチベーションを向上させることを目的に、インセンティブとして新株予約権の付与を行っております。

(3) 海外戦略の実行

当社グループの企業価値の最大化には、当社ブランドのグローバル化への推進が不可欠となります。中国を中心とした投資を実施している中で、今後、市場環境とタイミングを見極めながら当社ブランドの複数国に対しての販売チャネル拡大に取り組み、積極的なグローバル推進を図ってまいります。

(4) 環境問題、社会課題に対する取り組み

環境問題、社会課題に向き合うため、SDGsの取り組みを推進することは企業の責務となっています。当社グループはMISSIONに基づき、社会に対してポジティブな影響を与える存在になるという強い意志があります。社会情勢やステークホルダーの期待を踏まえ「マテリアリティ（重要課題）」を特定し、環境に配慮したバイオマス容器採用や植林活動、商品寄付活動、国際水準でのサステナビリティに関する取り組みの推進、持続可能なパーム油の生産調達の実現を目指している国際団体であるRSPOに加盟するなど、様々な取り組みを実施しております。

今後も、事業活動を通じて環境や社会により良い影響を与えられるような活動を引き続き取り組んでまいります。

(5) 外部環境変化への対応

過去数年にわたる新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、社会活動や経済活動、人々の生活様式に急激な変化が生じました。当社グループの事業を取り巻く環境においても、原材料価格の高騰や為替動向、地政学リスクの増大等があり、経営環境も不透明な状況が続きました。このような変化の中で、当社グループは2023年2月16日に中期経営計画を発表しました。当社グループはこの中期経営計画を達成するために、強みである「ブランド創出力」「OMO」「IPTOS」を活用し、投資効率を重視し、優先順位を明確にしながら経営方針及び経営戦略に即した戦略的投資をスピード感をもって実行していきます。そのため、これまでの機能別組織体制を進化させ、事業ごとの状況の変化に合わせて判断できる意思決定体制への改革を進めており、今後も社会環境の様々な状況に応じた事業運営に取り組んでいきます。

(6) 内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大を目指しており、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るため、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しております。内部監査、法務、ファイナンス、情報セキュリティ等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用、育成し、また社員に対する継続的な啓蒙活動及び研修活動を行うことで、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

(7) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、プロダクトを通じて幸せの連鎖の最大化に取り組むことで企業価値の向上を目指しており、企業価値の極大化と経営理念の実現を両立させるための仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの徹底を重要な経営課題として位置づけております。この実現に向け、経営環境の変化に対応する機動的な経営判断、業務執行、内部統制、及びそれらに対する監督機能の実現を意識した組織体制の構築に取り組んでまいります。2022年3月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行し、また取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置いたしました。取締役等の指名及び報酬等に関する手続の公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るための体制を構築いたします。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第14期	2021年度 第15期	2022年度 第16期	2023年度 (当期)第17期
売上高	(百万円) 23,363	28,397	35,269	41,643
経常利益	(百万円) 1,389	2,330	3,469	4,337
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 905	1,244	1,927	3,954
1株当たり当期純利益	(円) 61.60	71.49	110.23	224.37
総資産	(百万円) 13,165	14,060	16,490	22,908
純資産	(百万円) 6,939	8,415	10,331	14,331

(注) 1. 2022年11月30日を基準日として、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社Dr.SYUWAN	1百万円	100.0%	国内事業
艾恩伊(上海)化粧品有限公司	750百万円	100.0%	海外事業
株式会社Endeavour	408百万円	100.0%	国内事業

(3) 重要な関係会社の状況

該当事項はありません。

事業報告

7. 主要な事業内容

事業	事業内容
国内事業	当社が開発したブランド商品の日本国内の卸売事業者を通じた小売店及び量販店運営事業者への卸売販売、インターネットを活用した日本国内の一般消費者への直接販売
海外事業	当社が開発したブランド商品のインターネットを活用した海外の一般消費者への直接販売、並びに海外のインターネット販売事業者、販売代理事業者、美容専門店、ドラッグストアへの卸売販売

8. 主要拠点等

名称	所在地
当社	本社（大阪市北区） 東京支店（東京都港区） 福岡営業所（福岡市博多区）
株式会社Dr.SYUWAN	本社（大阪市北区）
艾恩伊（上海）化粧品有限公司	本社（上海市静安区）
株式会社Endeavour	本社（大阪市北区）

9. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
343名（47名）	49名増（6名増）

（注）従業員数は就業人員（社外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社関西みらい銀行	60百万円

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式 52,800,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式 17,771,240株
3. 株 主 数 3,323名
4. 大 株 主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 C O H	7,430,000	41.80
大 西 洋 平	3,486,800	19.62
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,921,600	10.81
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	852,300	4.79
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 5 2	550,718	3.09
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 5 0	345,700	1.94
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 5 1	241,282	1.35
野 村 證 券 株 式 会 社 自 己 振 替 口	150,000	0.84
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 B 口)	149,200	0.83
杉 元 将 二	140,000	0.78
藤 岡 礼 記	140,000	0.78

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当事業年度中における新株予約権の行使により、普通株式の発行済株式の総数が289,000株増加しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名 称		第5回新株予約権
発行決議日		2023年3月1日
新株予約権の数		2,172個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,720株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2024年3月16日から2028年3月15日まで
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 2,172個 目的となる株式数 21,720株 交付対象者数 33名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付対象者数 一名

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合（当該退任により当社又は当社子会社のいずれの地位をも喪失する場合に限る）、執行役員又は従業員が定年で退職した場合その他正当な理由がある場合には、退任又は退職をした新株予約権者は、下記2（ア）から（エ）の定めに基づき退任又は退職をした時において権利行使可能な新株予約権に限り、権利行使することができる。
2. 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することができる。
- (ア)割当日から上記の権利行使期間（以下「行使可能期間」という。）の初日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
- (イ)行使可能期間の初日から行使可能期間初日の1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1までの数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- (ウ)行使可能期間初日の1年後の応当日から行使可能期間初日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2までの数について権利行使することができる（（イ）において権利行使可能となった3分の1を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- (エ)行使可能期間初日の2年後の応当日から行使可能期間の末日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

3. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権者が死亡した時において上記2の定めに基づき権利行使可能な新株予約権について、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、相続が生じた日の翌日から6か月以内に、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大西 洋平	CEO 艾恩伊（上海）化粧品有限公司 董事 株式会社COH 代表取締役
社外取締役	足立 光	株式会社トランス 代表取締役 ノバセル株式会社 社外取締役 株式会社ファミリーマート エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー兼チーフ・クリエイティブ・オフィサー M-Force株式会社 パートナー グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー
社外取締役	笹俣 弘志	A.T. カーニー株式会社 消費財プラクティス シニアパートナー 兼エネルギープラクティス東京事務所リーダー
社外取締役 (常勤監査等委員)	堀川 健	—
社外取締役 (監査等委員)	西橋 久仁子 (戸籍名：佐次清久仁子)	みのり監査法人 パートナー
社外取締役 (監査等委員)	舟申 信寛	バルテス株式会社 社外取締役（監査等委員） 創・佐藤法律事務所 オブカウンセル

- (注) 1. 取締役足立光氏、取締役笹俣弘志氏、取締役堀川健氏、取締役西橋久仁子氏、取締役舟申信寛氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 常勤監査等委員堀川健氏は、グローバル企業での財務経理・管理部門の責任者としての豊富な経験と知見を有しております。
4. 監査等委員西橋久仁子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員舟申信寛氏は、弁護士資格を有しており、会社法をはじめとする企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

2. 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者とする第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

5. 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年3月24日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、下記の決定方針に定めるとおり、各取締役の役職及び職責等を勘案して決定されたものを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬については、①当社の規模及び業績を踏まえ、当社の取締役に期待される役割を果たすのに相応しく、かつ当社の取締役として望まれる優秀で多様な人材を確保するのに十分な水準とすること、②個々の取締役の報酬の決定に際しては、その職責に応じて、基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬（株式報酬）等のバランスも勘案して、適正な水準とすること、③報酬等の内容及び決定プロセスについては、客観性及び透明性を確保すること、を基本方針とする。具体的には、当社の取締役のうち、監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役（以下「社外取締役等」という。）以外の取締役（以下「業務執行取締役」という。）の報酬については、当社の中長期的な成長及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを重視した報酬体系として、基本報酬及び非金銭報酬（株式報酬）で構成する予定である。但し、2022年3月25日の当社第15回定時株主総会後は、当社代表取締役社長大西洋平が唯一の業務執行取締役であるところ、大西洋平は当社の創業者兼大株主であり、当社の中長期的な成長及び企業価値の持続的な向上がその保有資産価値の上昇に直結するため、新たなインセンティブ付与の必要性に乏しいとして、非金銭報酬（株式報酬）を付与しないものとし、他に業務執行取締役を選任する際にこれを導入する予定である。一方、経営の監督機能を担うべき社外取締役等については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。また、取締役の報酬等の内容及び決定プロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、独立社外取締役3名で構成する任意の指名報酬委員会を設置し、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等に関する事項については、指名報酬委員会に諮問し、その答申結果を尊重して決定する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の定時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人分給とは含まない。）と定められているところ、監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の固定金銭報酬については、役員報酬規程に基づき、当該報酬限度額の範囲内で、各取締役の職責や目標達成度を勘案し、指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して、金額を決定する。一方、監査等委員である取締役の報酬額は、2022年3月25日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と定められているところ、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

3. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくはその算定方法の決定に関する方針

業務執行取締役の非金銭報酬等については、今後株主総会において承認が得られることを条件として、新たに新株予約権を割り当てることがある。当該新株予約権についての業務執行取締役の個人別の付与の有無及び付与する場合の付与数については、各業務執行取締役の職責及び業務内容、期待する役割、経営環境等をふまえ、さらにはインセンティブを付与すべき必要性等を考慮して、指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して、取締役会において決定する。なお、当社代表取締役社長大西洋平は、2019年4月25日付で、保有する当社普通株式の一部を対象として、大西洋平を譲渡人、当社グループの役職員を受益候補者とする譲渡予約権設定契約を締結しているところ、当社の取締役が受益者となって譲渡予約権を行使することは、当該取締役にとって非金銭報酬に該当するため、譲渡予約権の取締役への引渡しの有無及び数に関しては、指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して、当社の管理担当執行役員及び社外取締役複数名により構成される評価委員会が、当社の業績等に対する貢献度に基づき決定する。

4. 固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合の決定に関する方針

固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合については、当面の間、固定金銭報酬を原則とし、将来他の業務執行取締役が選任された際に、その保有する当社株式の数や経営環境等をふまえ、非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる限り、新株予約権等を追加して付与するものとし、具体的な割合については、他の業務執行取締役の職責、経営環境の状況等に応じて変動し得るため、あらかじめ定めないこととする。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定金銭報酬については、在任中毎月定額を支払うものとし、退任時において退職慰労金は支給しない。非金銭報酬等については、将来他の業務執行取締役が選任された際、経営環境等をふまえ非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる場合に、株主総会の承認を得た上で、取締役会の決定により、随時新株予約権等を付与する。

6. 監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときの決定事項

- (1) 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
代表取締役
- (2) 上記(1)の者に委任する権限の内容
監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の固定金銭報酬額の決定
- (3) 上記(1)の者により上記(2)の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容
指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して決定する。

(2) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年3月25日の定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております（使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月25日の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長大西洋平が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の具体的な内容を決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）について評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会で審議の上、その答申を踏まえて代表取締役社長が決定する措置を講じていることから、取締役会はその内容が当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

事業報告

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	77 (23)	— (—)	— (—)	3 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17 (17)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	94 (40)	— (—)	— (—)	6 (5)

(注) 当事業年度における取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役 足立 光	株式会社トランス 代表取締役 ノバセル株式会社 社外取締役 株式会社ファミリーマート エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー兼チーフ・クリエイティブ・オフィサー M-Force株式会社 パートナー グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー	特別な取引関係はありません。
社外取締役 笹俣 弘志	A.T. カーニー株式会社 消費財プラクティス シニアパートナー 兼エネルギープラクティス東京事務所リーダー	特別な取引関係はありません。
社外取締役（監査等委員） 西橋 久仁子 （戸籍名：佐次清久仁子）	みのり監査法人 パートナー	特別な取引関係はありません。
社外取締役（監査等委員） 舟申 信寛	バルテス株式会社 社外取締役（監査等委員） 創・佐藤法律事務所 オブカウンセル	特別な取引関係はありません。

事業報告

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況

氏名	地位	取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況等
足立 光	取締役 (社外)	取締役会には、21回のうちすべてに出席いたしました。主にマーケティング戦略において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
笹俣 弘志	取締役 (社外)	取締役会には、21回のうち20回出席いたしました。主にサステナビリティ事業において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。
堀川 健	取締役 (社外) (常勤監査等委員)	取締役会には、21回のうちすべてに、監査等委員会には15回のうちすべてに出席いたしました。主に財務及び会計において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
西橋 久仁子 (戸籍名：佐次清久仁子)	取締役 (社外) (監査等委員)	取締役会には、21回のうちすべてに、監査等委員会には15回のうちすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
舟申 信寛	取締役 (社外) (監査等委員)	取締役会には、21回のうちすべてに、監査等委員会には15回のうちすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	41百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	7百万円
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、アドバイザー業務及びコンフォートレター作成業務についての対価であります。
3. 監査等委員会は、会社法第399条の規定に基づき、会計監査人から監査計画の内容及び日数について説明を受けた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間の確保という観点から、監査計画及び監査報酬について同意しております。また、監査等委員会は、監査報酬について、成功報酬や著しく低廉な報酬ではなく、会計監査人としての独立性が損なわれるような内容ではないことを確認しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、監査報酬額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性、専門性、職務実施状況等を勘案し、適正な監査の遂行が困難であると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、業務の適正を確保するための体制整備を目的として、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会で決議し定めております。当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスポリシー」を定める。
- (2) 取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び推進を行う。また、委員会で決定された「コンプライアンス・プログラム」に基づき、定期的な研修等の具体的な施策を企画・立案・推進する。
- (3) 法令遵守上疑義のある行為等の内部通報に関して、「内部通報制度規程」に基づき、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度（ホットライン）を運用する。
- (4) 内部監査室において、内部監査に係る諸規程に従い、当社グループ全体の業務の適正に関する内部監査を実施し、必要に応じてコンプライアンスに関する指導を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 主要リスクをコンプライアンスリスク、風評リスク、オペレーショナルリスク、災害リスク、品質リスク、環境リスク及び情報漏えいリスクであると認識し、管理するための規程として「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の整備を推進する。
- (2) リスク管理に関するグループ全体のリスク対策の基本方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー及びリスクが顕在化した時のコントロールを行うために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。重大なリスクが顕在化した時には対策本部を設置し、被害を最小限に抑制する。
- (3) 危機発生時の対策として、「事業継続計画ガイドライン」を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、災害時を想定した避難訓練や、事業継続管理に関わる教育を行う。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、業務執行取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

- (2) 取締役及び執行役員の職務分掌を定める。また、取締役及び執行役員の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。
- (3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

4. 当社及びその子会社から成る企業集団（グループ会社）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについてコンプライアンス・リスク管理委員会にて報告する。
- (3) 内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。以下同じ）し、文書の整理及び保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書管理規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務は、内部監査室にその補助を委嘱する。
- (2) 内部監査室の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- (3) 内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員である取締役の出席を通じて職務の執行状況を報告する。また、内部監査室は内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。このほか、監査等委員である取締役からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び各子会社における重大な法令違反、その他コンプライアンス及び主要リスクに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する。
- (3) 監査等委員である取締役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の文書である稟議書を閲覧する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会に加え必要に応じて重要な会議等に出席するほか、内部監査室、会計監査人と相互に連携を図り、監査の実効性を高める。
- (2) 監査等委員である取締役の職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。
- (3) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的に、代表取締役と監査等委員会は、定期的に意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、当社は、本年度において取締役会を21回、監査等委員会を15回開催し、法令・定款への適合性の観点から審議を行いました。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス・プログラムを有しており、それによって従業員に対して社内研修での教育や浸透活動を実施いたしました。また内部通報制度を設けており、当該制度を通じて寄せられた通報内容を活用して、コンプライアンスの実効性向上を努めました。子会社は、当社のコンプライアンス・プログラムを準用しており、内部通報制度については子会社へも開放し受付を行っております。

③ リスク管理体制

当社は四半期ごとに定時のコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、各部室及び子会社から報告されたリスクの管理状況について報告を行っております。本年度においては5回開催しております。また、半期ごとに定時のサステナビリティ委員会も開催しており、気候変動に関する対応方針や取り組みに向けた課題等について報告を行っております。本年度においては4回開催しております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

2024年3月1日開催の当社臨時取締役会決議に基づき、2023年9月19日付での当社株式の東京証券取引所プライム市場への市場変更を記念し、定款の記載に基づき、1株当たり13円の記念配当を予定しておりますが、現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であり、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。

内部留保資金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開と財務体質強化のための財源として、有効に活用していく方針であります。

当社は剰余金の配当の基準日として、期末配当の基準日（12月31日）及び中間配当の基準日（6月30日）の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	20,231	流動負債	8,513
現金及び預金	8,988	買掛金	1,927
売掛金	6,800	電子記録債務	49
商品	2,710	1年内返済予定の長期借入金	39
原材料及び貯蔵品	229	未払金	2,266
前渡金	1,282	未払法人税等	2,437
その他	224	返金負債	666
貸倒引当金	△3	賞与引当金	232
固定資産	2,676	その他	894
有形固定資産	204	固定負債	63
建物及び構築物	125	長期借入金	20
機械装置及び運搬具	0	資産除去債務	43
工具、器具及び備品	79	負債合計	8,577
無形固定資産	1,270	純資産の部	
商標権	981	株主資本	14,293
その他	289	資本金	3,299
投資その他の資産	1,201	資本剰余金	2,858
繰延税金資産	822	利益剰余金	8,135
その他	378	自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	△1
		為替換算調整勘定	△1
		新株予約権	39
		純資産合計	14,331
資産合計	22,908	負債・純資産合計	22,908

連結計算書類

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		41,643
売上原価		19,399
売上総利益		22,243
販売費及び一般管理費		17,864
営業利益		4,379
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
受取手数料	1	
業務受託料	32	
受取補償金	1	
助成金収入	0	
その他	1	36
営業外費用		
支払利息	0	
持分法による投資損失	42	
上場関連費用	33	
為替差損	1	
その他	0	79
経常利益		4,337
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社株式売却益	2,992	2,994
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
減損損失	550	
投資有価証券評価損	30	581
税金等調整前当期純利益		6,750
法人税、住民税及び事業税	3,078	
法人税等調整額	△282	2,795
当期純利益		3,954
親会社株主に帰属する当期純利益		3,954

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	19,545	流動負債	8,247
現金及び預金	8,342	買掛金	1,927
売掛金	6,786	電子記録債務	49
商品	2,710	1年内返済予定の長期借入金	39
原材料及び貯蔵品	229	未払金	2,174
前渡金	1,281	未払費用	203
前払費用	186	未払法人税等	2,436
その他	468	返金負債	504
貸倒引当金	△458	預り金	81
固定資産	3,081	賞与引当金	219
有形固定資産	201	その他	611
建物	125	固定負債	126
構築物	0	長期借入金	20
車両運搬具	0	関係会社事業損失引当金	62
工具、器具及び備品	75	資産除去債務	43
無形固定資産	1,270	負債合計	8,373
商標権	981	純資産の部	
ソフトウェア	31	株主資本	14,214
その他	257	資本金	3,299
投資その他の資産	1,610	資本剰余金	2,824
関係会社株式	409	資本準備金	2,824
関係会社長期貸付金	400	利益剰余金	8,091
繰延税金資産	822	利益準備金	17
貸倒引当金	△400	その他利益剰余金	8,073
その他	378	繰越利益剰余金	8,073
		自己株式	△0
		新株予約権	39
		純資産合計	14,254
資産合計	22,627	負債・純資産合計	22,627

計算書類

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		41,374
売上原価		19,280
売上総利益		22,094
販売費及び一般管理費		17,157
営業利益		4,936
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3	
受取手数料	1	
業務受託料	32	
その他	9	46
営業外費用		
支払利息	0	
上場関連費用	33	
為替差損	9	
その他	0	43
経常利益		4,939
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社株式売却益	2,990	
関係会社事業損失引当金戻入額	116	3,108
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
減損損失	550	
投資有価証券評価損	30	
関係会社株式評価損	150	
関係会社貸倒引当金繰入額	553	1,284
税引前当期純利益		6,763
法人税、住民税及び事業税	3,078	
法人税等調整額	△285	2,792
当期純利益		3,970

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月29日

株式会社 I - n e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 俣野広行

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森本隼一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I - n e の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I - n e 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月29日

株式会社 I - n e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣野広行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森本隼一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I - n e の2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月29日

株式会社 I - n e 監査等委員会

常勤監査等委員 堀川 健 (印)

監査等委員 西橋 久仁子 (印)

監査等委員 舟串 信寛 (印)

(注) 常勤監査等委員堀川 健、並びに監査等委員西橋 久仁子及び舟串 信寛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区平野町四丁目2-3
オービック御堂筋ビル 2F
オービックホール ホールA

日時

2024年3月27日(水)午前10時
(受付開始：午前9時)

交通のご案内

■ 大阪メトロ御堂筋線

「淀屋橋駅」下車
南出入口(⑬号出口)から
徒歩約3分

「本町駅」下車
北出入口(②号出口)から
徒歩約4分

■ 京阪電車

「淀屋橋駅」下車
出入口(③号出口)から
徒歩約12分

株主さまへのお土産の配布はございません。

